

瑞穂市教育委員会教育長激励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域における体育及び文化の振興を推進するため、各種大会等に出場する個人又は団体に対して交付する激励金について、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 激励金の交付対象となる個人は、大会等へ正式に登録され、市に住民登録されている選手とする。ただし、団体種目等での出場が出場者が5名以上の場合には団体扱いとする。

2 激励金の交付対象となる大会等は、次のとおりとする。ただし、予選会及び親善又は交歓等のための大会は除く。

(1) 公益財団法人日本スポーツ協会（加盟競技団体含む。）又は公益財団法人全国高等学校体育連盟が開催する体育関係の大会で、岐阜県の代表として出場する全国大会又は最上位の大会として開催される大会

(2) 前号に掲げるもののほか、全国規模の体育関係の連盟等が開催する大会で、岐阜県の代表として出場する全国大会又は最上位の大会

(3) 前2号に掲げる体育関係の大会の規定に準ずると認められる文化関係の大会等

(4) その他教育長が特に必要と認める大会等

3 同一大会等において、個人競技及び団体競技のいずれにも出場する場合は、どちらか一方の出場に対して交付するものとする。

4 同一の個人及び団体が同一年度内において大会に複数回出場するときは、1回を限度とし交付するものとする。

(適用除外)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、激励金を交付しない。

(1) 対象となる個人又は団体が、業としているものである場合

(2) 対象となる個人又は団体の意思により出場できる大会等である場合

(3) 大会出場にかかる費用を市の予算により執行して出場するものである場合

(交付申請)

第4条 激励金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類等を添付して当該大会の開催日の原則2週間前までに、激励金交付申請書(別記様式)を教育長に提出しなければならない。

(1) 大会実施要項の写し

(2) 出場者名簿(住所記載のものに限る。)の写し

(3) 出場までの過程が確認できるもの

(4) その他教育長が必要と認めるもの

2 前項の申請は、出場する者が個人の場合は本人が、団体扱いの場合はその代表者が行うものとする。ただし、出場する者が未成年者である場合は、保護者又は所属団体の責任者等が行うものとする。

(交付決定)

第5条 前条の提出があった場合において、教育長は内容を審査し激励の可否を決定し、激励すべきと判断した場合は、速やかに交付決定を行うものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要となる事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、改正前の瑞穂市教育委員会教育長激励金交付要綱の規定によりなされた激励金の申請、手続その他の行為は、改正後の瑞穂市教育委員会教育長激励金交付要綱の規定によりなされた申請、手続きその他の行為とみなす。

別記様式（第4条関係）

年 月 日

瑞穂市教育長 宛

住所

申請者 氏名

電話

激励金交付申請書

大会名			
出場種目			
出場者氏名	(フリガナ)	生年 月日	年 月 日
出場者住所	瑞穂市		
訪庁予定日 (準備の都合上、申請後4~5日の余裕をお願いします)	年 月 日		訪庁予定
添付書類	① 大会実施要項の写し ② 出場者名簿の写し ③ 出場までの過程が確認できるもの ④ その他必要と認めるもの ()		